

福岡県医発第1404号（総）

平成18年10月20日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武



計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

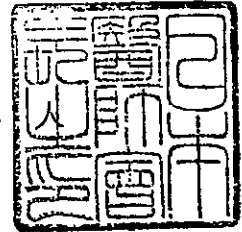
小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥



計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

水銀柱メートル及び水柱メートルの計量単位については計量法(平成4年法律第51号)附則第3条第3項に基づき、平成11年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっておりましたが、平成11年9月20日付「計量法附則第4条の計量単位等を定める政令(平成11年政令第237号)」により、生体内の圧力の計量単位については、法定計量単位として使用できる猶予期間が平成18年9月30日まで延期されていたところであります。(平成11年9月29日付 日医発第590号(保99)にてご連絡済み。)

今般、上記猶予期間の満了が近づいたことにもない、平成18年9月21日付「計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令(平成18年政令第305号)」が公布され、上記猶予期間がさらに平成25年9月30日まで延長されることとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、今回の改正の経緯は、下記のとおりであります。

記

1. 平成4年の計量法の改正により、法定計量単位は原則として国際単位系(SI)に統一されることとなった。
2. その際、国際単位系への移行が困難なものについては、3段階の猶予期間(3年間、5年間、7年間)を定め、段階的に移行を図ることとされていた。水銀柱メートル(mHg)(血圧計を除く)及び水柱メートル(mH₂O)については、計量法附則第3条により、平成11年9月30日をもって法定計量単位から削除し、国際単位系のパスカル(Pa)等へ移行することになっていた。
3. しかし、医療分野においては、当該単位が未だ国内外で広く利用されていたことを踏まえ、計量法附則第4条の計量単位等を定める政令が定められ、生体内の圧力の計量単位に限り、水銀柱メートル等の計量単位を法定計量単位とみなす猶予期間が平成18年9月30日まで7年間延長された。
4. 上記7年間の猶予期間中、パスカル等への移行に一定程度の進捗はみられたものの現

・時点においてもパスカル等のみを付した機器の普及が十分でないこと等に鑑み、今般、上記猶予期間が平成25年9月30日まで、更に7年間延長されることとなった。

5. 猶予期間が延長される計量単位

○水銀柱メートル (mHg)、水銀柱センチメートル (cmHg)、水銀柱ミリメートル (mmHg)

○水柱メートル (mH₂O)、水柱センチメートル (cmH₂O)、水柱ミリメートル (mmH₂O)

6. 参考として生体内の圧力の計量には以下のものがある。

○水銀柱メートル：血圧（永久に使用できる）、心血管内圧、頭蓋内圧、髄液圧、透析液圧、眼圧等

○水柱メートル：静脈圧、門脈内圧、直腸肛門内圧、食道内圧、胆道内圧、膀胱内圧等

(添付資料)

1. 計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令

(平18.9.21 官報第4427号抜粋)

2. 計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

(平18.9.29 医政総発第0929002号厚生労働省医政局総務課長通知)

(参 考)

1. 計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文



二 輸入してはならない貨物に係る次に掲げる手続であつて、関税法第六十九条の十二第二項に規定する特許権等が行うもの

イ 関税法第六十九条の十二第二項に規定する認定手続に係る税関長の通知の受領

ロ 関税法第六十九条の十七第一項の規定による意見を聴くことの求め

ハ 関税法施行令第六十二條の十六第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述

ニ 関税法施行令第六十二條の十六第二項の規定による意見の陳述

ホ 関税法施行令第六十二條の二十八第三項の規定による意見の陳述

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）の施行の日から、第四条の規定は平成十八年十月一日から施行する。

(保険業法施行令の一部改正)

第二条 保険業法施行令（平成十七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。
第三十七條の四の五中「第六十二條の十六第一項」を「第六十二條の二十一第一項」に改める。

内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 谷垣 禎一
経済産業大臣 二階 俊博

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百五号

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第一項中「平成十八年九月三十日」を「平成二十五年九月二十日」に改める。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 二階 俊博
内閣総理大臣 小泉純一郎

主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百六号

主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日を定める政令

内閣は、主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十三号）附則第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

主要食糧の需給及び価格の安定に關する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の政令で定める日は、平成十八年十一月二十九日とする。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣臨時代理 國務大臣 杉浦 正健
内閣総理大臣 小泉純一郎

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年九月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百七号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十一号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。
第四百十三 就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律（平成十八年法律第七十七号）

附 則
この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
文部科学大臣 小坂 憲次
厚生労働大臣 川崎 二郎

省 令

〇財務省令第五十八号

関税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十七号）及び関税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に關する政令（平成十八年政令第三百四号）の施行に伴い、並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、並びに關係法令を実施するため、税関關係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に關する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月二十一日
財務大臣 谷垣 禎一

税関關係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に關する省令の一部を改正する省令

税関關係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に關する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の二中「第六十九條の十第一項」を「第六十九條の十三第一項」に、第六十九條の十三第四項」を「第六十九條の十四第四項」に、第九十四條の四中「第六十九條の十三第五項」を「第六十九條の十五第五項」に、第二十三号の二中「第六十二條の十一第一項」を「第六十二條の十六第一項」に、第二十三号の三中「第六十二條の十六第四項」を「第六十二條の二十一第四項」に、第二十三号の四中「第六十二條の十七第一項」を「第六十二條の二十一第一項」に、第二十三号の五中「第六十二條の十八第一項」を「第六十二條の二十三第一項」に、第二十三号の六中「第六十二條の十八第二項」を「第六十二條の二十三第二項」に改める。

附 則
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

〇総務省告示第四百九十七号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第十五条第二項の規定に基づき、指定統計を作成するために集められた調査票の使用を承認したので、統計法施行令（昭和二十四年政令第三百三十号）第六条の規定に基づき、次のように告示する。

平成十八年九月二十一日
総務大臣 竹中 平蔵

指定統計の名称 作物統計

調査票の使用目的 独立行政法人農林環境技術研究所が、水田生態系応答モデルの開発及び検証のための基礎資料として栽培管理履歴、気象及び土壌環境を把握するため、作物統計調査の別表第一に掲げる調査票（いずれも磁気テープに転写分）から所要の事項を転写し、集計する。

調査票の使用の範囲 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課普通作物統計班米統計第一係の職員及び独立行政法人農林環境技術研究所の別表第二に掲げる者

調査票の使用者の範囲 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課普通作物統計班米統計第一係の職員及び独立行政法人農林環境技術研究所の別表第二に掲げる者

調査票の集計方法 集計する。

調査票の集計場所 集計する。

調査票の集計方法 集計する。

調査票の集計場所 集計する。

調査票の集計方法 集計する。

調査票の集計場所 集計する。

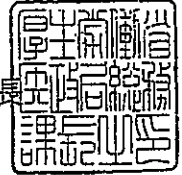


医政総発第0929001号

平成18年9月29日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルの取扱いについて

標記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成18年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第305号）（別紙参照）により、生体内の圧力については、法定計量単位として使用できる猶予期間が平成25年9月30日まで延長されることになったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等への周知方ご配慮願いたい。

計量法附則第4条の計量単位等を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○ 計量法附則第四条の計量単位等を定める政令 (平成十一年政令第二百七十三号)

改 正 案	現 行
1 計量法附則第三条第三項に規定する計量単位のうち、水銀柱メートル及び水柱メートル並びにこれらに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位である水銀柱ミリメートル、水銀柱センチメートル、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルは、平成二十五年九月三十日まで、圧力に係る同法第八条第一項に規定する法定計量単位(次項において「法定計量単位」という。)とみなす。 2 (略)	1 計量法附則第三条第三項に規定する計量単位のうち、水銀柱メートル及び水柱メートル並びにこれらに十の整数乗を乗じたものを表す計量単位である水銀柱ミリメートル、水銀柱センチメートル、水柱ミリメートル及び水柱センチメートルは、平成十八年九月三十日まで、圧力に係る同法第八条第一項に規定する法定計量単位(次項において「法定計量単位」という。)とみなす。 2 (略)